

# 子どもの声に耳を傾けて

子ども政策の基本理念を定めた『子ども基本法』が、昨年6月15日、国会で成立しました。国連の『子どもの権利条約』の批准から28年、ようやく条約に基づく国内法が整備され、本年4月には、子ども政策の司令塔となる「子ども家庭庁」も動き始めました。なぜ今、こうした改革が必要になってきたのでしょうか。

条約に批准した一九九四年当時、日本政府は、今ある法律や制度で子どもの権利は守られているという立場をとり、国内の法律や制度の整備には消極的でした。しかし、当時から比べると、子どもをめぐる状況はさらに厳しさを増していると言わざるをえません。

『子どもの権利条約』には4つの原則（根源的理念）が示されていますが、虐待・いじめ・自殺など①「子どもの生命や発達に対する権利」が侵害される事案が絶えず、②「子どもの意見の尊重」、③「子どもの最善の利益」、④「差別の禁止」のいずれにおいてもさまざま課題が山積みされる中で、今日、日本の子どもたちの生きづらさが大きな問題となっています。

## 「子ども基本法」の6つ基本理念

- 1 全ての子どもが、個人として尊重され、基本的権利が保障され、差別的取り扱いを受けない。
- 2 全ての子どもが、適切な養育、生活の保障、愛され保護されて健やかに成長する権利が保障される。教育を受ける機会が等しくある。
- 3 全ての子どもについて、年齢や発達の過程に応じて、意見を表明する機会、多様な社会活動に参画する機会が確保される。
- 4 全ての子どもについて、年齢や発達の過程に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される。
- 5 子どもの養育は家庭を基本とし、保護者に第一義的責任がある認識の下、十分な支援を行う。家庭での養育が困難な場合は、できる限り家庭と同じ養育環境を確保する。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する。

『子ども基本法』では、子どもを権利の主体と位置づけ、その権利を保障することが明記されました。今後、この法律に基づいて子どもに関する施策が総合的に推進されることとなります。

民主主義のルールでは、声をあげなければ状況は変わりません。「子どもは大人から保護されるべき存在」との意識が強かった日本社会では、子どもは子ども扱いされたまま、どの政策でも主体になりづらい状況で

した。言いかえれば、子どもが意見を表明する権利を認められない社会であったとも言えるでしょう。

子どもたちが直面している問題は無数にあります。だからこそ、妊娠・出産から大人になるまで、きめ細やかで切れ目のない支援が必要となってくるのです。『子ども基本法』の制定を契機として、今こそ私たち大人が真摯に子どもたちの声に耳を傾け、もつと子どもが生きやすく、優しい社会になるように、子どもたちといっしょに本気で取り組んでいこうではありませんか。

### ご案内

#### 「第1回人権教育学級」

【日時】 8月28日(月)  
午後2時から4時まで  
(受付開始午後1時30分から)

【場所】 サウンドハウスホール

【演題】 「避難所における要配慮者支援と人権」

【講師】 徳島大学大学院  
金井 純子 さん

市教育委員会生涯学習課  
人権教育推進室(新教育庁舎2階)  
32・3814  
FAX 33・1230  
jinkenkyouiku@city.komatsushima-tokushimajp

## 市民文芸 花みずき歌壇 (405) 山崎泰子・選

母に似たまんまる笑顔の地藏さんある日は憂いにある時は間魔顔に

立江町 湯浅かや子

旨し酒旨し肴で日が暮れる猫背傾け仏間背にして

横須町 天王谷 一

合掌す墓石に写りし己が顔ふと思わせる亡父の居るか

田浦町 西 教明

青葉萌え須磨公園はバラの香に亡夫と歩みし昔を偲ぶ

赤石町 田原トシ子

わが猫はテレビに映る鳥に向き飛びついてゆく垣間みた野性

田浦町 太田カツミ

折紙に妻の快癒の願い込め千羽の鶴は青空を舞う

中田町 多田 健児

黙々となお太りつつ楠の茂り千年祈り千年

小松島町 萬宮千鶴子

夕焼けの空一列に飛ぶ鳥はとおき世の君呼ぶように鳴く

中田町 湯浅 百世

滑らかに動く叔父の手湯冷ましの湯を注ぎいし萩の急須に

松島町 萬野 行子

死ねば逢えるなどは思わず炎天に影白きまで亡き父を恋う

中田町 松並 敦子